

プラットフォームサービスに関する研究会（第37回）

1 日時 令和4年6月9日（木）13時00分～15時00分

2 開催場所 総務省第1特別会議室（8階）

3 出席者

（1） 構成員

宍戸座長、新保座長代理、生貝構成員、大谷構成員、木村構成員、崎村構成員、
宮内構成員、寺田構成員、手塚構成員、松村構成員、森構成員、山口構成員、山
本構成員

（2） オブザーバー・発表者

個人情報保護委員会事務局 参事官 赤阪 晋介
法務省人権擁護局 参事官 唐澤 英城

（3） 総務省

竹内総務審議官、二宮総合通信基盤局長、北林電気通信事業部長、林総合通信基
盤局総務課長、小川消費者行政第二課長、丸山消費者行政第二課課長補佐、池田
消費者行政第二課課長補佐

4 議事

（1）プラットフォームサービスに係る違法・有害情報（誹謗中傷、偽情報）への対策に
関する主な論点（案）

（2）質疑応答

【宋戸座長】 それでは定刻でございますので、プラットフォームサービスに関する研究会の第37回会合を開催させていただきます。

お忙しい中お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

本日の会議につきましても、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、WEB会議システムによって実施をさせていただいております。事務局よりWEB会議による開催上の注意事項について御案内がございますので、よろしくお願いいたします。

【池田消費者行政第二課課長補佐】 宋戸先生、ありがとうございます。総務省総合通信基盤局消費者行政第二課の池田でございます。WEB開催に関する注意事項を幾つか申し上げます。

まず、本日の会合につきまして、傍聴はWEB会議システムによる音声及び資料等でのみの傍聴としております。事務局において傍聴者は発言できない設定としておりますので、変更なさないようお願いいたします。

次に、構成員におかれましては、ハウリングや雑音混入防止のため、発言時以外はマイクをミュートにいただき、映像もオフにいただくようお願いいたします。御発言を希望される際には、マイクをオンにして、映像もオンにして御発言ください。御発言を希望される際には、事前にチャット欄に発言したい旨を書き込んでいただくようお願いいたします。それを見て座長から発言者を指名いただく方式で進めさせていただきます。

接続に不具合がある場合には、速やかに再接続を試していただくようお願いいたします。その他、チャット機能で随時事務局や座長宛てに御連絡をいただければ対応いたします。

本日の資料の確認に移りたいと思います。本日の資料は、資料番号1から6を用意しております。

参考資料について補足を申し上げます。参考資料1につきましては、Twitter様から緊急時の誤情報に対応するポリシーについて制定を行ったとの情報共有がございましたので、それに基づき事務局において資料を作成したものでございます。

また、参考資料2は、インターネット上の誹謗中傷をめぐる法的問題に関する有識者検討会の取りまとめについて公表されましたので、こちらを参考資料2として御議論に供しております。

参考資料3及び参考資料4につきましては、米国及びドイツについての最新の政策動向についての参考資料となっております。

参考資料5につきましては、前回森構成員からMeta様宛ての質問がありました件について

て、Meta様からいただいた回答を掲載しているものでございます。

注意事項及び資料についての確認は以上でございます。

それでは、これ以降の議事進行を宍戸座長にお願いしたいと存じますので、宍戸座長、よろしくお願いいたします。

【宍戸座長】 承知しました。それでは議事に入ります。

本日はまず、「プラットフォームサービスに係る違法・有害情報（誹謗中傷、偽情報）への対策に関する主な論点（案）」につきまして、事務局にこれまでの議論・ヒアリングの結果などをまとめていただいたたたき台を御用意いただきました。これについて御説明をいただき、その後、資料の中の項目として、「誹謗中傷への対応に関する現状と課題」、それから「偽情報への対応に関する現状と課題」、それから「今後の取組の方向性」と、この大きく3つに沿って時間を区切りつつ御議論をいただきたいと考えております。

それではまず、事務局より御説明をお願いいたします。

【池田消費者行政第二課課長補佐】 宍戸座長、ありがとうございます。改めまして、総務省の池田でございます。資料1につきまして説明申し上げます。

資料1、まず1枚目でございますけれども、これまでの御議論についてのまとめの目次を作成しております。1章と2章につきまして、1章の（1）、2章の（1）、現状と課題等につきましては、前回会合までお示しをしているところが多うございます。今回、資料1におきまして、モニタリングの結果についてお取りまとめをいただく、評価をいただくに当たっての整理を改めて事務局で行っておりまして、1、2の（2）について、御議論をいただく上でのたたき台を用意してございます。3の今後の取組の方向性につきましては、それも踏まえた今後の取組の方向性について、たたき台として事務局より案を提示させていただいてございます。多くの項目につきましては前回会合までのところで説明を既にさせていただいているところがございますので、ポイントを絞って説明申し上げたいと思います。

まず、いきなり飛んでいただくんですけども、アップデートになった部分といたしまして、資料ページ8番、こちらは前回会合までのところで関係者から御発表いただいた内容を追加してございます。

また飛んでいただきまして、19ページでございます。こちら、先ほど参考資料として紹介申し上げました、インターネット上の誹謗中傷をめぐる法的問題に関する有識者検討会に関して公表された旨、アップデートしております。

続きまして、26ページでございますが、こちら、前回会合までの発表にありました相談窓口の認知度についての情報を記載してございますので、御参考までにお知らせいたします。

32ページにお移りください。プラットフォーム事業者等によるモニタリング結果、こちら、ヒアリング項目について、皆様の御議論に参考になるよう一覧を作成しているところでございますけれども、1点、主な評価項目のところについて、追加の星を付しておるところがございます。2の⑦のところでございますけれども、これまで2の⑥のところをつけて議論を進めておったところでございますけれども、改めて評価をいただくに当たって、2の⑦についても星を付した議論というのが必要じゃないかというところで、そのような案をお示ししております。

また、それに伴いまして、34ページのところでございます。こちらがプラットフォーム事業者等による対応のモニタリング結果というところで、本日この表に沿って構成員の皆様に御議論賜ればと思っておりますところ、この表の中の上から3段目の部分、「削除等への苦情等に対する苦情受付体制及び苦情処理のプロセス、件数」といったところで欄を追加しております。こちらの上のボックスの部分につきましては、後ほど説明いたします主な評価項目に関しての評価状況のサマリーとして案を示しているものでございます。

35ページ、36ページにつきましては、プラットフォーム事業者の皆様からの回答を控えた理由や今後の対応方針について、前回ヒアリングと同様に追加的にお伺いいたしまして、その結果を記載したものでございます。

37ページにお移りください。こちらは、今回お示いたしますモニタリング結果についてのまず総論的な傾向について、まとめ案を記載しているところでございます。案といたしまして示しておりますのが、透明性・アカウントビリティの確保状況についてでございますけれども、まず、事業者においては、あらかじめポリシーが誹謗中傷等について定められており、ユーザーや第三者からの申請、自主的な検知等に基づいて投稿の削除やアカウント停止などが行われているというところです。それを踏まえて、前回ヒアリングと比較して、プラットフォーム事業者によるヒアリングシートの回答等においては、我が国における削除件数等について、Google様が構成員限りだった情報を新たに提示されたり、Meta様、Twitter様もヒアリング後に追加で数値を提供されるなど、一部で進展が見られたところでございます。

一方で、我が国における誹謗中傷のための投稿の削除やアカウント停止等について、我

が国における誹謗中傷対策に十分なリソースが投入されているかという点や、削除要請等に対する審査のプロセス、また発信者情報開示請求に関する対応状況、サービス上の取組に関する効果分析、透明性レポートの公表状況等について、Google様、Meta様、Twitter様による透明性・アカウントビリティの確保状況には差異が見られる状況ではないかというところで示してございます。

38ページ以降が、主な項目ごとのヒアリング結果のまとめでございます。前回会合まで、オレンジの表でお示したところのまとめとして案を示しているものでございます。

まず、38ページの誹謗中傷等に関するポリシーのところは、先ほど申し上げたように、事業者において誹謗中傷対策のためのポリシー等の設定がされているというところが明らかになっているということを記述しております。

その次の、一般ユーザーからの申告や削除要請に対応する部署・チームや日本国内の拠点・責任者等についての部分でございますけれども、対応する部署・チームの規模・人数や日本国内の拠点・責任者について、前回のヒアリングから続いて情報開示の状況については差異が見られるのではないかと示してございます。Yahoo様、LINE様のヒアリングの結果は定例的に示していた一方で、Google様、Meta様、Twitter様は、前回ヒアリングに続いてグローバルな体制については公表しているものの、我が国における体制というところは具体的には示されていないのではないかと示してございます。

その次のポツの、削除等に対応する異議申立ての機会とその受付体制についてでございますが、こちらは全ての事業者において、削除等への苦情問合せ受付窓口等について、手続や窓口を設けていることが明らかになっているのではないかと。一方で、その窓口というのが、削除の措置を受けた発信者向けのものか、また削除等の措置を申請した申立者向けのものかというところが明らかではないのではないかと示してございます。

また、それらの窓口における受付件数等については、Yahoo様、LINE様においては日本国内における件数が、Google様ではグローバルにおける一部サービスに関する件数がそれぞれ示されているところ、また、Meta様、Twitter様は、この異議申出の件数というのがいずれも明らかではないのではないかと示してございます。

次のページ、39ページでございますけれども、日本における削除要請件数や削除件数等についてでございます。こちらが前回ヒアリングと比較して大きく変化があったところかと存じます。

この点、まず1つ目、Yahoo様及びLINE様については、日本における削除要請件数と要

請に基づく削除件数や主体的な削除件数について、前回ヒアリングに引き続いて定量的に示されているというところでした。

Google様におかれましては、国内における削除要請件数について、前回ヒアリングと比較して、新たにサービスごとに定量的に示しているところでした。国内における削除件数については、一部サービスについての回答が明確でない部分があるものの、前回で構成員限りとしていた情報が一部公開されるなど、透明性やアカウントビリティーの確保の状況について進展があるのではないかとこのところでは。

Meta様におかれましては、国内における削除件数等について、ヒアリング後に追加的な情報の提供をいただいたところでした。そちらの進展があった一方で、ユーザーからの申請に基づくものと主体的に行ったものというところの差が明確ではないのかというところでした。

Twitter様におかれても同様に、国内における削除件数等について、ヒアリング後に追加的な情報というのをポリシー別にお示しを追加的にいただいたところでしたけれども、こちら、ユーザーからの申請に基づくものと主体的なものとの区別が明確ではないのではないかとこのところでは。

40ページにお進みください。発信者情報開示の件数についてでございますけれども、Yahoo様及びLINE様については、裁判上・外の件数というのを定例的に示されていた一方で、Google様、Meta様、Twitter様には、その点について不十分な点があるのではないかとこのところでは。

取組の効果分析につきましても、一部事業者においては、取組の効果分析というのを、我が国における取組の効果分析を定例的に示されている一方で、Google様、Meta様、Twitter様は、前回ヒアリングに引き続いて、我が国における効果分析を示されていないのではないかとこのところでは。

次のポツの透明性レポートの公開に関しましては、Yahoo様におかれまして、新たに透明性レポートを作成・公表されたというところでは。

41ページ以降は、主な評価項目以外の項目について、主なポイントについて記載をしているところでは。AI等を用いた削除対応についての部分、また、その次の42ページのところでは、アーキテクチャー上の工夫について、また、43ページにおいては、過剰な削除や不当なアカウント停止等、行き過ぎた対応が行われていないかという点について、44ページにおいては、研究者への情報提供や誹謗中傷等の流通状況に関する分析調査につ

いてのヒアリング結果の部分を記載しております。

また、45ページには、各事業者における啓発活動についての記述をしております。46ページから50ページのところまででは、前回会合においてもお示しいたしました主なヒアリング項目について、各事業者の回答状況を比較し、並べているところでございます。Twitter様からの追加の情報提供についても、こちらの表に別紙の形でつけさせていただいております。

飛びまして、62ページのところでございますが、事業者団体における取組のところにつきましても記載をさせていただいております。SIA様、SMAJ様のお取組について、記載をしているところでございます。

海外動向につきましては、前回発表から大きい変更はございませんので割愛させていただきます。

お移りいただきまして、次、2章の、フェイクニュースや偽情報への対応に関する現状と課題についてでございます。こちら、69ページの箇所においては、これまでの対策の方向性というところを引き続き記載しております。

71ページ以降のところにおいては、これまでの各ステークホルダーの取組状況について記載をしているところでございまして、72ページの我が国におけるインターネット上の偽情報の流通状況に関する状況というところが、前回お示ししております会合の資料からの主な追加点となっております。こちらでは、みずほリサーチ&テクノロジーズ様に御発表いただいたところでございまして、国際比較を今回新たに行ったところ、特に情報の真偽を見分ける自信が、調査対象国の中で日本が一番低かったという結果などが見られたところでございます。

73ページでございます。ファクトチェックの推進につきまして、Disinformation対策フォーラムにおける報告書の内容のところを紹介させていただいているところでございます。ファクトチェックの取組を進めるに当たっての留意点として取りまとめられた内容として、ファクトチェックの目的の明確化や表現の自由の尊重、ファクトチェック結果をいかに拡散するか、また、IFCNとの整合性などというところを取りまとめられた内容を記載してございます。

74ページをお願いいたします。こちら、情報発信者側における信頼性確保の方策の検討というところでございます。こちら、Disinformation対策フォーラムにおける取組について、主に記載させていただいているところでございます。

また、一番下でございますが、前回発表で御発表いただきました鳥海先生をはじめとする関係皆様との連携、TDAI Lab、日本放送協会でのお取組について、社会実証の取組を記載しております。

4、ICTリテラシーの向上の推進の部分でございますが、こちらについては、総務省をはじめ、関係者の連携状況、取組について記載をしているところでございます。

5の研究開発の推進のところにつきましても、前回の発表資料に含んでおりますので、76ページについては割愛させていただきます。

77ページにつきましては、Spectee様からの民間における研究開発の推進の動きのところを今回追記をしてございます。

78ページの国際的な対話の深化の部分につきまして、こちらも主なところは御紹介済みでございますので、資料でもって説明は代えさせていただきます。

79ページでございます。こちら、プラットフォーマーの皆様にはモニタリングをさせていただいた結果について、この表をベースに構成員の皆様には御議論をいただければと思っていますところでございます。

80ページ、81ページにつきましては、回答を控えた理由、今後の対応方針については、誹謗中傷パートで説明したものの再掲となっております。

83ページ以降で、プラットフォーム事業者における対応状況のモニタリング結果、偽情報に関してのポイントをまとめているものでございます。

まず、83ページでございますが、まず1つ目、全体的な傾向といたしまして、全ての事業者において、我が国における偽情報の対応及び透明性やアカウントビリティーの確保の取組の状況、進捗というところは、前回ヒアリングと比較して一部で進展が見られるものの、いまだ限定的ではないかというところでございます。

また、多様なステークホルダーによる協力関係の構築や、特定のトピックに関する偽情報や誤解を招く情報の流布に関するポリシーの設定、ファクトチェック推進、ICTリテラシーの向上についてはまだ十分ではないものの、我が国における取組が進められつつあるのではないかとこのところでございます。

2番の我が国における実態把握のところでございますが、こちらについては、前回ヒアリングに引き続いて、我が国における偽情報の流通状況に関する実態把握について、結果の分析・公表が各事業者において行われていないのではないかとこのところでございます。

3の多様なステークホルダーにおける協力関係の構築のところでは、多くの事業者の皆

様から、SIA様が事務局を務めていらっしゃいますDisinformation対策フォーラムについての記述が見られたところでございます。

84ページのプラットフォーム事業者における適切な対応及び透明性・アカウントビリティの確保の関係の部分でございますが、こちらは、偽情報についてプラットフォーム事業者においては不適切な情報に措置を講じる必要性というのを認識されて、あらかじめ対応方針や基準となるポリシーを自主的に設計し、投稿の削除やアカウント停止等のコンテンツモデレーションと呼ばれる措置が行われているというところが確認されましたので、その点まとめたものを記載しているところでございます。

その中でポリシーとしましては、明らかな偽情報や、COVID-19感染症ワクチンに関する誤情報であるとか、選挙・市民活動の操作や妨害に関する情報、武力行使等に関する虚偽の情報、気候変動の存在に関する不確かな情報等について、ポリシーがあらかじめ設定されている例というのが見られたところでございます。

また、偽情報については、様々な文脈で触れられることや、何が誤情報であるかというのを判断するのが難しいというところについて、包括的な禁止事項として定めるのは難しいという回答が見られたところでございます。

そして、先ほど申し上げたような特定のトピックに関する設定をする例というのが見られたところでございます。また、これらのポリシーについては、社内外の専門家による見直しというのが行われている例というのが見られました。

続いて、85ページでございます。これらのポリシー等に基づいて、我が国における削除件数等に関する透明性確保状況についてでございますが、こちらについて、特に新型コロナウイルスに関する誤情報に関するポリシーについて、我が国における削除件数が新たに公表されるなど、一部で進展が見られたところでございました。

86ページにお移りください。利用者情報を活用した情報配信への対応の関係でございますが、こちらについても、広告表示先の制限や広告出稿内容に関する制限について、いずれの事業者においても一定の基準というのが設けられてございました。また、出稿者の情報や資金源の公開等について、全ての事業者において何らかの透明性確保方策というのが行われているという状況でございました。

87ページファクトチェックの推進関係において、各事業者におけるファクトチェック推進団体やファクトチェッカーとの連携状況について、記載をしているところでございます。

88ページのICTリテラシー向上の推進の関係につきまして、各事業者におけるICTリテラ

シー、偽情報に関するICTリテラシー向上のためのお取組というところをまとめて記載しておりまして、その下の9のところ、情報発信者側における信頼性確保方策の検討についても、各事業者から回答のあった内容というのをまとめさせていただいております。

89ページから112ページにつきましては、前回会合までお示しをさせていただいた内容の再掲でございます。また、114ページから119ページにつきましては、海外動向を前回会合において御発表いただいた内容等をまとめているところでございますが、詳細な説明については資料でもって代えさせていただきたいと思っております。

それでは、121ページのところからは、今後の取組の方向性というところで、そちらの説明を致したいと思います。

まず、121ページにつきましては、中間取りまとめのところまで定められておりました議論のスコップ等について、改めて記載しているところでございます。

122ページにおきましては、誹謗中傷等の違法・有害情報の流通状況の把握について、各プラットフォーム事業者において、自社サービス上でどのような違法・有害情報が流通しているか、自ら実態把握とリスク評価が必要ではないかということ。また、総務省においても、誹謗中傷といった違法・有害情報の流通について、相談機関等における相談件数等の把握や、目撃経験や被害経験に関するユーザー調査等を通じた実態把握が必要ではないかというところを記載しております。

また、123ページにおきましては、ユーザーによる主体的な情報環境の選択が重要ではないかというところで、鳥海先生の御発表、山本構成員の御発表について、サマリーを記載してございます。

125ページには、違法・有害情報対策における総務省の政策パッケージの柱でもあります、ユーザーのリテラシー向上のための啓発活動についてでございます。こちら、ICTリテラシーの向上については、ユーザー自身の情報モラルが最も重要であるとして、誰もが誹謗中傷の加害者にもなり得る、誰もが偽情報を拡散する可能性があるということを認識することが重要であるということを記載してございます。また、その実態把握や分析結果に基づいたICTリテラシー向上施策が効果的となるような取組、多元的なリテラシー啓発を実施することが必要ではないかということを記載しております。また、大人も含め幅広い対象に対するICTリテラシー向上のための取組の検討が必要ではないかということを記載しております。

126ページにお移りください。こちらは、2の1、プラットフォーム事業者の自主的取

組の支援のところでございます。違法・有害情報全般に共通する対応といたしまして、こちら、違法情報については、プラットフォーム事業者をはじめとするサイト運営者において、プロバイダ責任制限法による免責規定や、民間団体が策定するガイドライン等を踏まえた迅速な対応を行うことが求められるのではないかとということを記載しております。

また、法務省の人権擁護機関などからの削除要請を受けた場合のポリシーに基づく措置や、我が国におけるトラステッドフラグガーの仕組みの導入といったところの検討が望ましいではないかとということを記載しております。

また、一番下のところでございますが、アーキテクチャー上の工夫による違法・有害情報対策を進めるところが期待されるのではないかとということも記載しております。

127ページの、プラットフォーム事業者における取組の透明性・アカウントビリティーの向上についてでございます。こちら、先ほど申しましたモニタリング結果についてのサマリーと透明性確保の必要性について、後ほども述べるような内容のエッセンスを記載しております。

モニタリング結果におきましては、モニタリング、プラットフォーム事業者による誹謗中傷等への対応に関する透明性・アカウントビリティーの確保状況については、ヒアリング状況から一部進展が見られるものの、一部項目において依然透明性やアカウントビリティーの確保が十分とは言えない状況ではないかとということを記載しております。

また、我が国において、コンテンツモデレーションが過不足なく実施されているかについて透明性・アカウントビリティーの確保が図られていない事業者に関しては、特に透明性・アカウントビリティーの確保の取組を進めることが強く求められるのではないかとこのところでございます。

透明性確保の必要性については、国は引き続きプラットフォーム事業者等による自主的な削除等の対応を促進すべきではないかということ、また、削除義務をプラットフォーム事業者に対して課すことや、個別のコンテンツを削除しなかったことに対して罰則等を設ける法的規制を導入することについては、極めて慎重に検討するべきではないかということとでございます。

総務省は、プラットフォーム事業者によるコンテンツモデレーションが過不足なく行われるかについて検証可能性を確保する観点から、行動規範の策定及び遵守の求め、または法的枠組みの導入等の、行政からの一定の関与を検討することが必要ではないかということ、モニタリング結果を踏まえた記載をしております。

128ページにおいては共同規制的枠組みの構築について記載をしております、こちらでも御発表いただいた内容等を踏まえまして記載をしているところでございます。

また、その中でも総務省としては、継続的に国際的な法的規制枠組みの検討状況を把握するとともに、国際的な対話を深めていくことが適当ではないかということを記載しております。

129ページにつきましては、一旦割愛させていただきます。

130ページ、発信者情報開示請求についてと相談対応の充実につきまして、資料でもって説明を代えさせていただきたいと思っております。

131ページにおいては、論点5の1としまして、今後の取組の方向性というところで、この取りまとめの中でのポイントとなるスライドが、5の1以降のスライドかと存じます。こちら、透明性・アカウントビリティの確保の重要性について、改めて記載をいたしております。

こちら、プラットフォーム事業者は、多くのユーザーが自由な情報発信・受信を可能にしている一方で、自社サービス上での誹謗中傷や偽情報といった違法・有害情報も多く流通させています。その中で、コンテンツモデレーションを実施する等の情報流通の適正について一定の責任を果たすことが期待されるのではないかと記載しております。

また、一方でプラットフォーム事業者は、ユーザーによる表現を預かる立場でもありまして、ユーザーの表現の自由の尊重について一定の責任を果たすことが期待されるのではないかと述べております。

さらにプラットフォーム事業者は、サービスの特性等を踏まえた上で、コンテンツモデレーションの実施に係るポリシーの設定と、その実施に必要な体制の構築をはじめとするリソースの確保、そうしたことが求められるのではないかと、また、そのコンテンツモデレーションにおいては、削除以外の手法による対応も含めて、事業者による自律的な創意工夫によって対応が行われることが望ましいのではないかと記載しております。

また、既に大規模なプラットフォーム事業者においてはポリシーが設定されて、その上でコンテンツモデレーションを行っている例が見られているところですが、こうした措置については、措置の対象とされるべき情報に対して確実に措置が行われることが望ましい一方で、行き過ぎた措置や恣意的な措置といった不適切な運用によってユーザーの表現の自由が損なわれることがないよう、過不足なく実施されることが必要ではないかということ記載しております。

続いて132ページでございますが、この続きといたしまして、こちらは対応されるべき情報に適切な対応がされるということ、また、ユーザーの表現の自由に対する過度な制約とならないように過不足なくコンテンツモデレーションが実施されるためには、ポリシーの設定状況や運用状況等といったことについて透明性を確保し、言論空間のガバナンスに対するガバナンス、プロセスの透明性を確保することが必要ではないか。

また、透明性の確保に当たっては、大規模なプラットフォームサービスが情報流通について公共的役割を果たしていることから、当該サービスのユーザーだけではなく、全ての者から検証可能な環境が確保される必要があるのではないかとすることを記載しております。

133ページにお移りください。こちら、透明性・アカウントビリティー確保のための枠組みの方向性について記載をしておるところでございます。今まで申し上げたような透明性・アカウントビリティーの確保の重要性というのを前提にした上で、これまでプラットフォームサービスに関する研究会において実施してきました大規模のプラットフォーム事業者に対する透明性・アカウントビリティーの確保に関する任意での回答の求めには、その回答状況には一部で進展が見られるものの、プラットフォーム事業者によるコンテンツモデレーションが過不足なく行われているかを判断するという観点からは、透明性・アカウントビリティーの確保について不十分な点があるのではないかとすることを述べております。

また、その次のポツにおいては、プラットフォーム事業者において透明性確保のための取組のために、透明性が確保されることが望ましい事項の明確化が必要ではないかということ。また、一過性のものではなく、継続的にプラットフォーム事業者において透明性が確保されることが担保されるというのが必要ではないかということに記載しております。

その次においては、プラットフォーム事業者側からの予見可能性確保の観点からも、行動規範の策定及び遵守の求めや法的枠組みなど、根拠に基づき行われることが望ましいのではないかとということでございます。

また、その次の4つ目のポツにおいては、プラットフォーム事業者による透明性に関する報告等について、コンテンツモデレーションが過不足なく実施されているかを把握するために必要な透明性が十分確保されているか、これについては、継続的に把握し評価する仕組みが必要ではないかということに記載しております。

その次では、以上を踏まえて、コンテンツモデレーションが過不足なく行われているこ

とがユーザーやユーザー以外の者に対しても明らかになるよう、総務省は、透明性・アカウンタビリティの確保方策に関する行動規範の策定及び遵守の求めや法的枠組みの導入等の行政からの一定の関与について、具体的に検討を行うことが必要ではないかということとを述べております。

134ページにお移りください。こちらでは、こうした透明性確保の枠組みの方向性について過不足なく行われているかを確認するために必要ではないかと考える項目について、これまで実施してきましたヒアリングシートの項目を中心に、海外において求められている項目、そうしたものを参考にしながら議論することが必要でないかということと述べております。

また、透明性を確保すべき情報については、機械可読な形で、標準化され相互運用性のある形で報告が進められることが重要ではないかということとを記載しております。

135ページ、136ページにつきましては、説明を割愛させていただきます。

予定しておりました時間を超過し、恐縮でございますが、引き続いて、偽情報に関しての今後の取組の方向性について説明をさせていただきたいと思っております。

139ページにお移りください。議論のスコープ・偽情報への対応の方向性についてですが、まず総論としまして、引き続き、2021年9月の中間取りまとめにおいてお取りまとめいただいた内容でございますけれども、偽情報への対策に関する10の方向性について、こちらは138ページに記載しておりますが、これを、各ステークホルダーの取組状況やプラットフォーム事業者のモニタリング状況等を踏まえ、継続的に議論を深めていくべきではないかということまで記載しております。

その次、1の自主的スキームの尊重においては、プラットフォーム事業者をはじめとする民間部門における関係者による自主的な取組を基本とした対策を進めていくとともに、プラットフォーム事業者等による自主的な対応及び自主的な報告と、総務省はモニタリングの検証と評価を継続して行っていく必要があるのではないかとということとを述べております。

その次では、特にプラットフォーム事業者等に対して削除義務を課すことや、個別のコンテンツを削除しなかったことに対して罰則等を設ける法的規制を導入することは、誹謗中傷と比べても極めて慎重な検討を要するのではないかとということとを記載しております。

140ページにお移りください。2番の我が国における実態の把握の部分でございますけれども、各プラットフォーム事業者の皆様からの御報告に基づきますと、実態把握という

のはまだまだなされていないのではないかというところ、また、その中には、何が偽情報であるか分からないというところもあって、我が国特有の情報の真偽を検証するファクトチェック団体の存在が期待されるのではないかとこのところを述べております。

次、141ページでございますけれども、多様なステークホルダーによる協力関係の構築のところでございます。こちら、Disinformation対策フォーラムをはじめとする多面的な解決策を検討するための場について報告していただいていた内容について記載をしているところございまして、特にDisinformation対策フォーラムにおいては、フォーラムによる報告書の記載のとおり、今後、伝統的なメディア・学術研究機関等と協力を行いながら、ファクトチェックを持続的かつ総合的に行う主体についての具体的な検討とその実施を進めること等について期待されるのではないかとこのことを記載しております。

142ページにお移りください。プラットフォーム事業者による適切な対応及び透明性・アカウントビリティの確保についてございまして、こちら、モニタリング結果についてのサマリーを記載しております。

こちら、ヒアリングによると、いずれの事業者においても、自らのサービス上で生じている我が国における偽情報の問題について、適切な実態把握・公表が行われていないのではないかとこのところを記載してございます。

また、ポリシーの設定状況等について、明らかな偽情報や、COVID-19感染症に関する健康・衛生関連のポリシーや、ウクライナ侵攻など武力を伴う混乱に関するポリシーなど、身体・生命に重大な危機を及ぼし得る事項についてポリシーが定められていたというところをまとめております。

143ページにお移りください。こうしたポリシーに基づく措置についても、コンテンツモデレーションに関する透明性の確保の必要性があるのではないかとこのところを記載しているところでございます。

こちら、プラットフォーム事業者は、我が国において生じている自らのサービス上の偽情報の問題について、適切に実態把握とリスク評価を行った上で、そのリスクに応じた偽情報への対応というのが必要ではないかということ、また、自らの取組に関して透明性・アカウントビリティの確保を進めていくことが必要ではないかということに記載しております。

また、3つ目のボツにおいては、国としては引き続きプラットフォーム事業者による自主的な対応の促進をすることとし、プラットフォーム事業者等に対して削除義務を課すこ

とや、個別のコンテンツを削除しなかったことに対して罰則等を設ける法的規制を導入することには極めて慎重な検討を要するのではないかということを記載してございます。

144ページの部分でございます。5の利用者情報を活用した情報配信への対応につきましては、ターゲティングを用いるというところについて、いずれの事業者においても、偽情報を内容とする広告や政治広告の出稿について一定の制限を設けているというところ、また、こちらの行動ターゲティング広告については、リスクを踏まえたより注意深い対応と、それに伴う透明性・アカウントビリティーの確保が求められるのではないかという内容を記載しております。

下半分の、偽情報を掲載しているサイトへの広告配信の問題についてというところは、記載でもって説明を代えさせていただきます。

145ページ、ファクトチェックの推進の部分でございますけれども、ヒアリングの結果、我が国においてファクトチェックの取組というのは徐々に広がっているものの、まだファクトチェッカーやファクトチェック記事数というのは十分ではないのではないかと、また、プラットフォーム事業者、ファクトチェッカー、ファクトチェック推進団体の連携によって、ファクトチェック活性化のための取組が推進されることが適当ではないかということに記載しております。

146ページにお移りください。情報発信者側における信頼性確保の方策の検討の部分でございます。プラットフォーム事業における偽情報の問題への対抗のためには、ファクスチェックの推進とともに、信頼性の高い情報の流通を増やすということが重要ではないかということに記載しております。また、既存のメディアにおけるお取組であるとか、Disinformation対策フォーラムにおけるプラットフォーム事業者等との対話について進められているというところについて記載をしているところでございます。また、ファクトチェックメディアとの連携によって、プラットフォーム事業者においては、偽情報に対してファクトチェック結果をひもづけて表示する等の取組を進めていくことが望ましいではないかということに記載しております。

147ページのICTリテラシーの向上の推進のところでございますが、こちらについても、引き続き、偽情報に対抗するためのICTリテラシーの向上の推進に向けた取組が望ましいではないかということに記載しております。

148ページにお移りください。こちら、御報告をいただきました研究開発の推進や国際的な対話の深化について記載をしているところでございます。研究開発の推進においては、

ディープフェイクなど新たな技術を悪用した偽情報が我が国においても出現しているという状況でありますけれども、プラットフォーム事業者においては、我が国におけるディープフェイク対策の研究開発等は現時点では行っていないというところ、一方で、研究者による偽情報対策の研究開発が行われているというところが明らかになっておりました。

こうしたディープフェイク対策のための研究開発というのを引き続き行うとともに、プラットフォーム事業者及び研究者、プラットフォーム事業者以外の民間企業との継続的な協議を行うということが望ましいのではないかとということを記載しております。

長くなりましたが、最後の149ページでございます。今後の取組方針を記載しているところでございます、こちら、後半パート、偽情報のパートの中でのポイントとなるスライドかと存じます。

今後の取組方針においては、まず、プラットフォーム事業者において、違法・有害情報となり得る偽情報への対応については、前述3、(1)、違法・有害情報対策の方針も踏まえて透明性・アカウンタビリティが確保されることが必要ではないかとということを記載しております。

また、偽情報対策全体としては、引き続き中間取りまとめに記載の偽情報への対策に関する10の方向性に基づいて、各ステークホルダーの取組状況やプラットフォーム事業者のモニタリング状況等も踏まえ、継続的に議論を深めていくべきではないかとということを記載しております。

3 ポツ目においては、偽情報は、その外延や個別の情報が偽情報であるか、また、その流通による社会に対する影響等について、我が国における実態というのがいまだ明らかではなく、一層我が国における実態の把握を要するのではないかとということを記載しております。

また、偽情報の流通状況について、モニタリングにおいて十分明らかでなかったことも踏まえ、プラットフォーム事業者においては、引き続き実態を把握し、その結果を公表することが求められるのではないかとということを記載しております。

4 つ目のポツにおいては、偽情報についても、既にプラットフォーム事業者においてポリシーに基づく自主的な対応を行っているところ、そこについて適切な措置が行われるとともに、不適切な措置が行われないように、過不足なく実施される必要があるのではないかと、また、プラットフォーム事業者において、我が国における偽情報への対応及び透明性・アカウンタビリティの確保の取組が限定的であったということを踏まえて、

プラットフォーム事業者は、我が国において生じている自らのサービス上の偽情報の問題について実態把握とリスク評価を行った上で、リスクに応じた対応と、その透明性の確保を進めることが求められるのではないかとということを記載しております。

以上、時間を超過してしまい恐縮でございますけれども、事務局からの説明は以上でございます。

【宍戸座長】 ありがとうございました。大変大部な論点案ということになりますけれども、これまでのヒアリング、それから構成員の皆様からの御意見を束ねて整理をしていただきました。

それでは、ただいまの御説明について、構成員の皆様方から順番に御意見をいただければと思います。その際でございますけれども、先ほども申し上げましたように大部でございますので、誹謗中傷のお話、偽情報の話、それから今後の取組の方向性と、3つのラウンドに分けて御意見をいただきたいと思います。

まず、誹謗中傷への対応に関する現状と課題でございます。スライドで申しますと2ページから67ページになりますけれども、こちらについて御発言の希望のある方は、チャット欄で私にお知らせをいただきたいと思います。基本的にはこれまでのヒアリング等の結果をまとめたものでございますけれども、いかがでしょうか。

それでは森先生、お願いいたします。

【森構成員】 取りまとめをいただきまして、ありがとうございました。非常にこれまでに議論をこうして改めて見ると随分してきたと思いますけれども、それを遺漏なく取りこぼさずに拾っていただいたかと思います。

誹謗中傷のセクションだけのお話になるかどうか分からないんですけれども、事業者さんからの透明性・アカウントビリティーについての評価のスライドがあったと思いますけれども、あの話はこのセクションでよかったんですね。

【宍戸座長】 誹謗中傷ですよ。結構です。

【森構成員】 誹謗中傷への対応に関する透明性・アカウントビリティー。

【宍戸座長】 34ページ目ぐらいですか。

【森構成員】 そうです。失礼しました。ありがとうございます。これ、空欄になっていて、その主たる原因は、恐らくは事後的に提出していただいたということだと思います。なので、そこは正式にはこうだったと。正式に予定されたときにおける評価はバツだったけれども、その後、事後的に提出していただいたので、マルになったとか三角になったと

書いていただいていいんだと思うんです。正式には期日までの提出ということだと思いますので。そういうどのタイミングで出していただくかみたいなのが我々が事実上のお願いをするということだと、どうしても時間もかかりますし、御準備もそんなに同じタイミングでできなかったりしますので、そこが後の対応のところに影響してくると思いますけれども、我々が法制度を持つべきである、透明性・アカウンタビリティに関する法的枠組みを持つべきであるということの理由の一つになってくるのかと思いました。以上です。

【宋戸座長】 ありがとうございます。

それでは次に、大谷構成員、お願いいたします。

【大谷構成員】 日本総研の大谷でございます。私も同じ箇所、34ページのマル・バツ表をどのように仕上げるのかといったところについて御意見を申し上げたいと思います。まず、非常によかったと思っているのが、Yahoo様のところで透明性レポートを公開していただくことができたことです。しかも非常に分かりやすく、しかもこのプラットフォーム研究会での議論を踏まえて、プラットフォーム研究会でどう見るかということよりも、利用者の皆さんであるとか、あるいはそれ以外のステークホルダーの方にも、現在の誹謗中傷対策の状況、違法・有害情報の取扱いについてのYahooの立ち位置というのがよく分かるような、その対話のベースとなるようなものを出していただいたことがとてもよかったと思っております。さらによいものが今後ブラッシュアップされてくると思いますけれども、この点については、いいものは二重マルということだったと思いますので、二重マルをつけさせていただきたいと思っております。

他方、グローバルベースで透明性レポートを公開されている企業様が多いわけですが、我が国の状況というのがどのようになっているかといったことを個別に議論する上では、日本におけるステークホルダーとの十分な対話のベースとなるような情報と各社様の分析といったものを開示していただくことが必要だと思いますので、まだほかの外国の法人はマルとか三角に落ちてしまうのではないかと思います。

それから、期限に間に合わなかったTwitter様とMeta様ですか、事後的に出していただいてバツをつけないで済んでよかったと思いますが、先ほど御意見があったように、一応皆さん期限に間に合うように努力して、無理を言って難しいところを出して下さっているところと公平に比較をするということであれば、一旦バツにして、ただ今後への期待ということも注釈に入れるというような形が望まれるのではないかと思います。

また、話が長くなって恐縮ですが、データの開示の有無だけを評価指標とするような時期は卒業しなければならないのではないかと考えております。各社の対応が各社のサービスの上での違法・有害情報、誹謗中傷にどの程度効果があるのか、あるいはその効果が出過ぎていないのか、不足があるのかといったことを十分にステークホルダーと会話できるベースになっているのかといった、さらなる議論に進むような情報を提供していただき、次に進ませていただきたいと思います。このマル・バツ表をつけて、バツのところは次回までに頑張ってくださいというような報告にはしたくないと考えております。そういう意味でも、データが開示いただけなかった各社様については論外だと思っておりますので、善処をお願いしたいと考えております。また、出しやすくなるような法的フレームワークといったものがあればよいということなのであれば、そこに向かって検討を進めていくことも必要になるかと思えます。以上です。

【宋戸座長】 ありがとうございます。

ほかに御発言の御希望はいかがでございましょうか。誹謗中傷関係ですが、いかがでしょうか。

それでは寺田構成員、お願いいたします。

【寺田構成員】 今の太谷先生のお話に賛同するものですが、客観的にいろいろなことが分かってくるというのが随分進んできた。そういった点では非常にいいと思っておりますが、では、これを見て、本当に透明性、特にアカウントビリティーですね、こういったところに関して我々が判断できるのかというと、中身がよく分かっていないので、そこはなかなか難しい。表だけきれいにそろえましたという形になってしまったら、それはそれで、そこで終わってしまうと非常にまずいと思っています。

例えば、どこまでやるかというのはありますけれども、中長期的には、例えば具体的に中でどのような規約がつけられているのかとかそういったところを、プライバシーなんかの場合、内部の規約とか安全管理措置である程度分かるようにするような形になってきていますので、それと同じような形のものを次の段階では入れていかないといけないのではないかと考えています。

特に、非常に影響の大きなもの、利用されている方が非常に多くて、交通事故に遭ったりとかというのと同じようなぐらいいろいろな被害ということを広く考えないといけないということになると、第三者的にしっかりとこれを判断できるような何らかの指標であったりとか、そういったところを今度はつくっていかないといけないんじゃないかと

思っています。以上です。

【宍戸座長】 ありがとうございました。

それでは次に、木村構成員、お願いいたします。

【木村構成員】 木村です。御説明ありがとうございます。私も同じところですけども、いろいろ比較して客観的に見えるというのはとても大事ですし、こういったことをすることによって事業者様もいろいろやっていただけるような過程がこれまでありましたので、そこはいい方向に進んでいると思っているところですが、相変わらず公表していただけないところもあったりで、なかなか難しいと思っています。

事業者の方から見れば、もうこれは当たり前、これで十分だと思っていなくても、こちら側から見るとそうではない、もっとここをきちんとしてほしいという一つの指標として大変これはいいものだと思いますので、今後、先ほど大谷構成員とか寺田構成員から意見がありましたけれども、そういったことも含めて指標などを検討していく必要は、今後私たちにあるのかと思った次第です。

期日までにというところが、今、論点が一つありましたけれども、私も分けて記載していただくほうがよろしいかと思っていますので、よろしくをお願いいたします。以上です。

【宍戸座長】 ありがとうございました。

それから宮内先生、お願いいたします。

【宮内構成員】 宮内でございます。今の質問についてですけども、グローバルな企業が日本における件数をなかなか公表してくれない、あるいは遅れてくる、こういうことがあるというのはよく分かるんですが、こういう企業にとって、恐らく日本を対象に独自の何か対策しているというより、グローバルで対策しているので、日本における何とかという、そういったデータを出そうと思うと、彼らにとっては恐らく余計な労力がかかっているという認識なんじゃないかということを思ったりします。

そういう意味で、逆に、この件数を皆さんから出してもらうことによって、どういう政策にどのように役に立つんだと、この有用性というのもきっちり彼らにもう1回示していく必要があるんじゃないかと思っています。仮にその有用性が、これまでに政策も結構固まってきて、もはやそれほど有用性がないということになれば、これを求めるのをやめてもいい、そのぐらいの気持ちでやらないと、彼ら、渋々出してくると、時間遅れたり、大ざっぱなデータが出てくることもあり得ると思うので、そこの辺りのやり方は考えていったほうがいいんじゃないかと思います。以上です。

【宋戸座長】 宮内先生、ありがとうございます。今御指摘いただいた点は、後で3の今後の対策の方向性のところで、127枚目あるいは131枚目以降のところでまた改めて、なぜこういった取組を求めてきたのか、あるいは今後どうあるべきかということについて御議論いただく際に非常に重要な御指摘だと思います。

【宮内構成員】 よろしくをお願いします。

【宋戸座長】 ありがとうございます。

ほかに、この誹謗中傷の関係について御発言ございますか。いかがでしょうか。

(発言者なし)

【宋戸座長】 もしよろしいようでしたら、いろいろ密接に関わる場所もございまして、その先の、偽情報対応に関する現状と課題に話を移させていただきたいと思います。スライドで申しますと68枚目から119枚目でございます。偽情報対応に関する現状と課題ということについて、これも御発言希望の方は私にチャット欄でお知らせをいただきたいと思いますが、いかがでございましょうか。

手塚先生、お願いいたします。

【手塚構成員】 偽情報のところでは、特に昨今の状況を踏まえて、ウクライナ問題などで特にディスインフォメーション、これが相当一つのそれぞれの陣営の戦いのような形になっていて、これが民間の一般の方たちに情報として見える、それをどのように判断していくのかというところで非常にいろいろな議論が出ているというのが昨今の状況だと思います。

そういう中で、COVIDも生命に関わるようなことで、ウクライナの侵攻、こういうのも命に関わるようなこと、こういうような分野のものの偽情報というものの取扱いというのを、これはこれで非常事態みたいな部分に関わるかもしれませんが、単なる平常時とは違って、少し、もちろん平常時からこういうところはよく見ていかなきゃいけないんですけども、現状を捕らまえると、ああいう中でヨーロッパではかなり偽情報の戦いみたいなところがあって、こういうところを我々もしっかりと学びながらどのようにしていくかという点で非常に参考になる内容かという気がしておりまして、ここでポリシーを設定する例が見られたとかそういうことも、それぞれのプラットフォームによって、またここも濃淡があるようなので、その辺はぜひ統一といいますか、レベル感を共有できるようなところがあるといいのかというのを感じておりました。

感想めいていますが、そういうところで、また、あと今後のところでも、ぜひ考えたい

と思います。よろしくお願いいたします。以上です。

【宋戸座長】 ありがとうございます。

それでは次に、生貝先生、お願いいたします。

【生貝構成員】 まず、本当に丁寧なまとめをいただきまして、ありがとうございます。先ほどの誹謗中傷のところとも関わるので、まとめてという形になるのですが、まず偽情報に関しては、84ページの論点のところでお示しいただいていること、今の手塚先生のお話にも関わるかと思うのですが、ウクライナを含めて日々様々な状況というのが起こってきている中で、この言論空間でどのようなことが起こっていて、それに対して彼らがどのようなガバナンスをしているのかということについて、広く情報ができる限り公開された上で、それをプラットフォーム様だけに一手に押しつける、完全にお任せしてしまうのではなくて、社会全体、メディア様も含めて議論できる環境というものをつくっていくことが、この研究会全体としての一つの大きなテーマであるのかと思います。

そのようなときに、EUでもかなり頻繁なペースで、どういうリスクがあって、どういう状況が起こっていて、だからこのような対応をしたのだといったことについての詳細な情報が公表されていることも、諸外国動向として御紹介をいただいたこともございましたけれども、我が国における偽情報問題についての実態把握・公表といったところには、特に力を入れていただく必要が今後あるのだろうと考えております。

そのようなときに、先ほどのマル・バツ表といったところ、御指摘のあったところはいずれも非常におっしゃるとおりかと感じているところでございます。あのマル・バツ表というのは、当然その後に詳しい実際の状況というものを様々な形で記載いただいた上で、それを分かりやすくまとめたものである。それが果たしてどのような迅速さであったのかといったことを含めて、脚注等を増やしていくといったことは、バツが果たしてその後三角になったのかといったところも含めてあるのだろうと。

そのようなときに、寺田先生たちからもございましたように、そこだけでは把握できない、件数等だけでは把握できない、こういう問題だったからこういうリスクがあり、こういう状況があるからこういう対応をしたのだといったことがしっかりと広く国民に伝わるような形での情報公開を要請していく方法を、ここは今後の論点に譲るとして、考えていく必要があるのだと思います。差し当たり、以上です。

【宋戸座長】 ありがとうございます。

それでは森構成員、お願いいたします。

【森構成員】 ありがとうございます。こちらもしっかり分析をしていただいたと思いますけれども、生貝先生からもお話のありました各事業者さんの評価、79ページだと思えますが、こちらにつきましては、誹謗中傷のところはさっきみたいな感じかと思うんですけれども、こちらは割と誹謗中傷よりは、皆様それぞれにそれぞれのことをしていただいているような印象があります。そして、我が国固有の情報については、こちらもまた事後的にグローバル事業者さんからは提出をいただいているということがあります。

取組がそれぞれ、これは偽情報ということの性質上、単なるディテクトと削除ということだけではないだろうと思いますので、当然複雑になる面があるかと思えますので、ここはあまりマルとかバツとかつけにくいという印象は、これはたしか前回もそうだったと思いますけれども、ありますので、なので、どういう取組がなされているかということ、上から順番に7行についてそれぞれ書いていただいて、バツとかマルとかつけないというのが今のところ穏当なのではないかと感じました。以上です。

【宍戸座長】 森先生もありがとうございます。

ほかにこの偽情報関係、いかがでございましょうか。これまでお話あったように、偽情報対策については、海外で今般のウクライナの問題も含めて対応がいろいろ進んできていると同時に、それぞれの事業者の方がおやりになっていることがまた違う。また、Yahooさん、LINEさんなど、日本のプラットフォーマーにおいてもいろいろな取組があるだろうということで、うまくマルとかバツとかに乘るか乗らないかということも注意しながら進めたいと思いますが、これは偽情報対策と誹謗中傷対策とでは、表現の自由との関わり、あるいは権利侵害の問題、それから具体的な対応のやり方について、ある程度の違いが法的な規制のベースも含めてあるということから、少し工夫をさせていただきたいと思えます。

この点についても、それ以外についてもですけれども、偽情報対策に関連して、現状と課題について何か御発言があれば承りたいと思いますが、いかがでしょうか。

(発言者なし)

【宍戸座長】 よろしいでしょうか。そういたしますと、いよいよお待ちかねというわけではございませんけれども、今後の取組の方向性について、特に本日御議論をいただきたいと思っていたところでございます。スライドで申しますと、120枚目から終わり、149枚目になろうかと思えますけれども、もちろん、ここで御議論いただく中で、前の誹謗中傷であったり偽情報のお話についても触れていただいて当然結構でございます。

それでは、これについて御発言のある方は、どうぞよろしくお願いします。またチャット欄で私に教えていただきたいと思いますと思いますが、いかがでございましょうか。

大谷構成員、お願いします。

【大谷構成員】 日本総研の大谷でございます。とても大部で充実したまとめを事務局でしていただいたので、あまり付け加えることもないんですけども、一つクリアにしておいたほうがいいのかと思ったのは、コンテンツモデレーションが過不足なく行われているかということの検証のために、その透明性を判断する材料の開示を受ける必要があるという文脈で幾つも説明されているところですので、そのコンテンツモデレーションという概念をどういう意味で使っているのかといったことを、取りまとめの中でも明確にしておく必要があるのではないかと考えております。

もちろん、サンタクララ原則などでどのようにコンテンツモデレーションという言葉が使われているかということなどを踏まえつつ、この報告書に独自の定義を置くというものではないと思いますけれども、コンテンツに対する働きかけや対処ということだけではなく、アカウントに対する対応といったものもコンテンツモデレーションには含まれていると思いますので、そういった総合的な意味で用いられているということを提示した上で、コンテンツモデレーションが過不足なく行われているかという判断基準を示すということに意義があるものだと思っております。

それから、先ほど宮内構成員から問題提起のあった、日本における件数などの分析にプラットフォームの各社が御苦労されているのではないかとということですが、確かに御苦労ではあるのではないかと思います。サンタクララ原則などを見ていると、その土地その土地の文化的背景や言語での意味といったことを正しく理解して、そのコンテンツモデレーションの意思決定を行わなければいけないと述べられており、日本語によるコンテンツといったものに対応できているのかといったことを検証していただく必要があるんだと思っております。

そのための体制は、開示できるかどうかは別にして、各社が十分にその体制をとっていただいていると思っはいるんですけども、対応の件数などについても開示していただきながら、コンテンツモデレーションが過不足なく行われているかということについての納得できる説明を受け止めさせていただきたいと考えております。もちろん私たちのためにではなく、私たちは多分ステークホルダーの一つにすぎないと思いますので、研究機関であったり、それから利用者に対してそれを示していただくということが、我が国の情報

空間全体を整える、整えるという言い方は語弊があるため言い換えますと、より生き生きとしたものにするために必要な取組ではないかと私は感じております。以上でございます。

【宋戸座長】 ありがとうございます。

それでは次に、森先生、お願いいたします。

【森構成員】 ありがとうございました。こちらもしっかりおまとめいただいたと思いますけれども、2点申し上げようと思います。

1つは、もうこの中に入っていますけれども、法的枠組みの検討の必要性ということは、それははっきり書いていただいて、かつ法制度化するんだということで、これから具体的に法制度化の検討に入っていくということを明確にお示しいただくのがいいと思います。

それは先ほども誹謗中傷のところで申し上げましたが、今回、グローバル事業者から事後的にですけれども情報提供となったわけですが、法的枠組み、法制度を持たないというのはかえって御迷惑な面がある、分かりやすく言うと混乱をもたらしている面があるのではないかと考えていまして、当然我が国に固有の数字を出す、そして我が国の日本語に対応した、日本のサービスに対応した取組をやるということは、当然費用も人もかかること、リソースがかかることです。それについて、ではグローバルで事業をされている事業者さんがどういうリソース配分をするかというときに、それは根拠なくリソース配分というのはできないわけですし、検討会から依頼があったからグローバルヘッドクォーターに聞いてみるかということで、こういう依頼がありましたとお話しいただいたときに、るほど、その根拠は何なんだと。それやらなかったら何かサンクションがあるのかということは、私がグローバルヘッドクォーターだって聞くとしますし、当然最終的には株主に説明できなければいけないことですので、いや、これは事実上のお願いですとか、そういうことだと、それだったらどうしようかという話になるわけですし、時期にしても、何か明確に締切りが決まっているわけではなくて、次回検討会までに、次回検討会はいつなんだと、いや、それはこれから決めるみたいですが、そういうことだと、なかなかあちらも出そうと思っても出せない、あるいはタイミングを決めて準備していただけないということになると思いますので、そういう観点からも法制度化とかというのは必須ではないかと考えております。

その次に、2点目として、じゃあ、どういう内容にしていくかということですが、ちょうど先ほど、1つ目は大谷さんがおっしゃっていたことは全くごもつともだと思っていまして、十分なコンテンツモデレーションという、過不足のないコンテンツモデレーシ

ョンということですが、コンテンツモデレーションの意味をはっきりさせるというのは御指摘のとおりだと思いますし、あと、過不足なくというところは、これははっきりさせておいたほうがいいと思うんです。

権利侵害情報については、これはできるだけないほうがいいわけですが、当然グレーな部分、判断の難しい部分というのがありますし、そういうところを積極的に消していくのか、あるいは保守的に微妙なものは残すという判断をするのかみたいなことというのは、これは恐らくはプラットフォーム事業者の判断であるというのが、この検討会の考え方ではないかと思います。それはグローバルに見れば、ただ一つの考え方ではないので、そういうことは明らかにすべきであろうかと思いますが、さらに偽情報対策みたいなことになると、より難しい判断がありますので、我々が何を希望するか、どのようなものが過不足なくなのかということは、それは法制度化する際に明らかにしないといけないということかと思います。それが大きな2番目の1つ目です。

2つ目は、これは、今のところ誹謗中傷と偽情報という2つの枠でやってきたわけですが、実は我々はもう一つ、誹謗中傷にも偽情報にも入らないカテゴリーのものを取り扱っているということに注意すべきだと思うんです。144ページをお示しいただきますと、例えば2つ目のマルのところですが、いずれの事業者においても、偽情報を内容とする広告や政治広告の出稿について一定の制限を設けていると。特にLINE及びTwitterでは政治広告が禁止されておりということで、偽情報を内容とする広告も禁止ですが、政治報告も禁止みたいな話になっているということですね。ここではユーザーに対する一定の操作可能性ということが明らかに問題になっているわけです。これは投票行動のコントロールということになりますけれども。

同じようなことは、この検討会で以前御発表いただいた鳥海先生、山本先生のデジタルダイエット宣言、あれも別に偽情報とか誹謗中傷ではないわけですが、どのようなリコメンドの仕方によって、このリコメンドにはコンテンツと広告の両方があるわけですが、それによってどのようなユーザーが影響を受けるのかというようなことも含めた、専らコンテンツだったかと思いますが、そういう御検討であったわけで、我々は偽情報・誹謗中傷とは別にリコメンデーションのアルゴリズムということに向かい合いつつあるのではないかと思いますので、これは最終的な法制度の枠組みの中では変えていったほうがいいのかと思います。

参考資料5をお示しください。これは私がMetaさんに追加質問をしてお答えを書いてい

ただいたということですがけれども、結論的には、なかなかそんなそんなことを言われても、そう答えられないということであったかと。一言で言うとなんというお答えだったかと思いますがけれども、こういったことは、法制度を導入することによって、当然グローバルヘッドクォーターとのコミュニケーションもうまくいくと思いますし、いただけるものはいただけるということになるのかと思います。

ちなみにこの質問はどういう質問だったかということですが、質問内容のところを御覧いただきますと、2ポツの3行目ですが、小さなポツの一番上ですが、2021年の10月の内部告発によって、貴社サービスの投稿の表示順位を決めるアルゴリズムについて以下のことが判明したとの報道がありますが、事実ですか。①より多くのクリックやコメント、シェアを得られるものがアルゴリズム上重視されており、②その結果、怒りや分断を招くものがアルゴリズム上重視されている。これがこの内部告発問題で非常に重視された、非常に注目を浴びたポイントであったわけですがけれども、これが先ほど来私が申し上げております、偽情報と誹謗中傷とは別にどのようなものをアルゴリズム上重視してリコメンドをするか、そしてそれによって、ユーザーについて誹謗中傷や偽情報と同じように悪影響があるわけですね。なので、今後の法的枠組みの中で取り扱うべきものとしては、誹謗中傷と偽情報、そしてそのようなリコメンデーションアルゴリズムの問題ということ、この3つがあるのではないかと考えております。

実はこの前2つ、誹謗中傷・偽情報については透明性・アカウントビリティーが重視されているわけですがけれども、恐らくはこの3番目のリコメンデーションのアルゴリズムというものも透明性・アカウントビリティーというものが重視される、そういった形の法制度になるのかと思いますし、また海外でも、DSAをはじめとして、そのようになっているのではないかと思いますので、そのような形で法制度をつくっていくということを何か、私の意見としてでも結構ですし、もちろんそのようにしていただきたいと思っておりますので、方向性として取りまとめに盛り込んでいただければと思います。以上です。

【宍戸座長】 ありがとうございました。特に後半の話は、それこそAI倫理とかAIの透明性とか、アルゴリズムの規律をどうしていくかというあっちこっちで議論されている問題のこの局面に関わりますので、どのようにしていくかということ自体、一つ難しい問題かと思いますが、この後、構成員の皆様の御意見をさらに伺いながら考えていきたいと思っております。ありがとうございます。

それでは寺田構成員、お願いいたします。

【寺田構成員】 ありがとうございます。今後の考えることって非常にたくさんあって、一つ一つ考え出すときりがないところはあるんですけども、一つ、コンテンツモデレーションに関しても、何がよくて何が駄目なのかという議論に陥りがちですが、恐らく国とか事業者、それから有識者、消費者、それぞれごとに皆さん頭の中で思い浮かんでいる、やっていいこと悪いことという許容程度ですね、これ、結構差があると感じています。

そういった中で、言論の自由とも関係するわけですけども、事業者のポリシーのもと利用者が選択するという、そういったものというものも残しておかないといけないと。コンテンツモデレーションに対して厳しく締めつけていくというよりは、様々な選択肢があるということは、どこか明記しておいていただきたいと思います。ただし、何でもやっていいというわけではないので、許容できるできないかの外延みたいなものはしっかりと議論していく必要があるんじゃないかと思っています。

もう一つが、127ページの辺りになるんですが、共同規制的な考え方をどう考えていくかということになると思うんですが、127じゃないですね、手元にあるのとずれてきているのですいません、アカウントビリティーのところではあるんですが、森先生がおっしゃっていた法制度化ということに関しては、そろそろそこは踏み込まないといけないんだろうと思っています。とはいえ、プラットフォーム事業者が行うべき基本的な要件というものをどう考えていくのか、ここを細かくつくり込み過ぎてしまうと共同規制にならずに、ただの法規制になってしまうので、アウトカムベースとかリスクベースで基本的な要件とか最上位の概念、そういったものを明確にしておくということが、一つ必要になるだろうと思っています。

その上で、じゃあ、それを誰がどうやって守っていくのか、進めていくのかという枠組みですね、こちらのフレームワークをしっかりと法制度化するということが非常に重要になってくると思います。これをやっていいよ、悪いよだけではなくて、それをしっかりと前に進めるための枠組みというものをしっかりとつくっていくということを、ぜひ今後検討していただきたいと思っています。私からは以上です。

【宍戸座長】 ありがとうございます。

それでは次に、山本構成員、お願いいたします。

【山本構成員】 ありがとうございます。私からは、総論的なコメント3点、それからやや具体的なコメントないしお願いを2点ないし3点、させていただきたいと思います。

1点目の総論的な部分の1つ目は、特に偽情報に対するスタンスというのは多分今まで

の御議論でもあったかと思うんですけども、幾つかのものが有り得るのかと。健全な言論空間というのをどう定義するのかという話とも関連していて、言論には言論をと。要するに、違法というよりも有害な情報には対抗言論を持ってきて追い出していくというような、できる限り介入しないという、イーロン・マスクなんかがもしかすると理想としている世界観かもしれませんが、そういう世界感と、それから理性的なコミュニケーションというものをつくるために、一定の介入というんですか、環境整備をしていくという考え方もあって、結局、健全な言論空間をどういうものとして捉えているのかということをしかり打ち出していただくということが重要なのかと思います。ですから、透明性というところとも関わりますけれども、個別的な何か質問項目という、結局質問项目的になるんでしょうけれども、細かい回答を求めるというよりも、大きなというか、世界感というんですかね、言論空間を結局どのようなとらまえているのかという基本的な視点を示していただくということも重要なんじゃないかと感じました。

それから2点目ですけども、これは森先生のコメントにも関わりますけれども、リコメンデーションのところも、ある種の思想というんですかね、リコメンデーションの思想みたいなところもきっちり出していただくということが必要かと思いました。特に私もこの場で御報告させていただきましたけれども、情報的な健康とか、そういうユーザーのインフォメーションヘルスみたいなことを、どのように各社が捉えているのかどうかですね。インフォメーションヘルスという言葉の定義がまだ十分固まっていないとすると、セレンディピティーということかもしれませんけれども、ビジネス的にはセレンディピティーをアルゴリズム上反映させるというのはマイナスになってくる可能性もあるわけで、こういうビジネス的な視点と、健康の視点というものをどのようにバランス取っているのかということ、しっかりお示しいただくということが重要なのかと感じました。

3点目としては、透明性について私自身は法制化の必要性も検討すべきなのではないかと思っていまして、透明性を法制化していくと、義務化されるという印象というものを持たれるかもしれませんけれども、むしろ透明性というのは自律的にいろいろ創意工夫を各社がしていくことの一つの担保にもなるというか、つまり透明性があるから自律的にいろいろなことを各社ができる、創意工夫の余地がでてくる。ある意味、自由が生まれるための前提になるのが透明性の確保ということかと思うので、そういう意味で透明性は一つ重要なところで、法制化を検討していく必要があるのかと感じた次第です。

それから、細かい話になりますけれども、日本における取組というものを、きちっと明

らかにしていかなければいけないと思っております。今まではどちらかという外形的な基準について、日本にそういうセンターというか、そういう何か取組の場所を設けているとか、割と外形的な要素をこれまで聞いていたと思うんですけれども、もうちょっと実質的な評価ができなければいけないのかと思っております、そういう点では、各国比較というんですか、日本における削除件数だけではなくて、ほかの国と比較してどうなんだ、ユーザー数と比較してどうなんだ、あるいはこういう法制度が入っている国ではこういう件数なんだということが、これは事務局の努力なのかもしれませんが、一覧性を持って分かったら、大体日本の立ち位置というか、日本においてどんな感じで取り組んでいるのか分かったら。そういう実質的な評価ができるような工夫というものを今後していかなきゃいけないのではないかとということ。

それから2点目はボット対策ですけれども、これもイーロン・マスクがこだわっているところかもしれませんが、フェイクアカウントのようなものに対してどういう取組をしているのかというのは、これまであまり中心的な議論にはならなかったと思うんですけれども、この辺、今後は少し考えていく必要があるんじゃないかということですね。

3点目が、Metaさんは監督委員会をつくって、モデレーションに関して最終的に監督委員会が最高裁のように判断するということになっているんですけれども、23人の今の監督委員会のメンバーの中に、台湾とかインドネシアの方は入っているんですけれども、日本人というのは誰も入っていないということがありますので、そういうMetaさんの監督委員会のメンバーに日本人がいないということについて、もう少し、これはこの場で要求していくのか、あるいは政府から何かお願いをしていくのか、何かそういう交渉みたいなことも今後していく必要性もあるのではないかと感じた次第です。長くなって恐縮ですが、以上です。ありがとうございます。

【宋戸座長】 ありがとうございます。

それでは、宮内先生、お願いいたします。

【宮内構成員】 宮内でございます。なかなか外国の企業のことに関して、法制化等で法律的な裏づけがあれば、そういった情報の提出を促すんじゃないかと。これはそのとおりだと思っています。ただ、もしも法制化して、ある程度義務化するのであれば、何のために何の情報を取るかということについては慎重な検討が必要だと思います。

例えば、その情報をどのように用いるのか、何のためにそれを取るのか、その必要性・妥当性などを考える必要もあるかと思いますし、その一方で、そういった情報が最近は

必要なだけけれども、長期にわたってそういうものを取る必要がある種類のものなのかとか、そういうことも含めて、どういう情報を何のために出させる、そういうことを慎重に検討して法制化を検討していくべきだと思います。以上です。

【宋戸座長】 ありがとうございます。

それで、山口先生からもコメントを書いていたいただきましたが、順番がありますので、崎村先生、まずはお願いいたします。

【崎村構成員】 ありがとうございます。大谷先生のコメントにもございましたけれども、コンテンツにユーザーアカウントも入っているというのは分かりにくいかと思いますので、特に今後の取組という点では、少し分かりやすく工夫していただけたらと思います。

これに関わるんですけれども、情報の分類のみならず、ターゲティングに関わるユーザー分類の妥当性とかというところは、今後、森先生も触れられておられましたが、ユーザーのマニピュレーションという意味で非常に重要なので、今後の議論の中で、こういうこともやっていくというようなことを分かりやすく入れていただけると非常によろしいかと思います。以上です。

【宋戸座長】 ありがとうございます。

それでは生貝先生、お願いします。

【生貝構成員】 ありがとうございます。大きなところを1点と、それから幾つか個別の論点についてなのでございますけれども、まず全体的に、今後、法制化も含めた具体的な検討をしていくということを含めて、これまで本当に三十数回にわたって議論してきたことを適切におまとめいただいております、今まで先生方おっしゃられたことも含めて、ほぼほとんど加えるところがないことであるのでございますけれども、透明性・アカウンタビリティ確保に焦点を当てた形での制度的な枠組みというものを考えていく。その際におきましては、今お話のあったリコメンデーションというところを併せて、本当に繰り返しになりますが、件数等というだけではなくて、どういう実態があり、どういうリスクがあり、それに対してどのような対応をしているのか、そのことについてしっかり日本語で情報を御提供いただく、そのような形が望ましいのであらうと思います。

そういったときに、これはプラットフォームtoビジネスの関係でございますけれども、先般成立して今モニタリングが始まっている取引透明化法の、こういった表現の流通に関わるような枠組みというものが一つはイメージに置かれるのではないかと感じていること、それからもう一つは、国際的な協調というものが、プラットフォーマー様の対応コスト、

そしてその充実といったところでも極めて重要であるところ、ちょうど先般、先月に、日EUデジタルパートナーシップの中で、かなりこのプラットフォームのガバナンスの在り方について国際的な協力を日EUで行っていくということが打ち出されていた中で、透明性の報告様式についても共通の様式をつくっていくということが、64番でございますね、お示しされていたところだと認識しておりますので、そういった国際的な協調といったものを、わけてもこのプラットフォームガバナンスでは重視をしていただきたいといったことが、大きく1点目でございます。

それから、個別の論点のところに関しましては、これまでの議論とさらに加えて重要なところとして、121ページのところで、プラットフォーム以外のCDN・ホスティング（クラウドサービス）・アプリ・ミドルメディア等も射程に含めた議論をしていくといったことは、これは極めて重要なことだと思っておりますので、制度的な枠組みの中で彼らに求めたい透明性でございますとかアカウンタビリティというのも果たして何なのかということを考えていく必要があるのだろうと。

それからもう一つ、126ページのところで、自主的な取組の支援といった形の中で、トラステッドフラグガーの仕組みというのについて触れていただいていること、これも大変適切かと思いました。フラグガーのガバナンスの枠組みというところも含めて、欧州のデジタルサービス法ではかなり詳細な枠組みというところを導入しているわけでございますけれども、様々なステークホルダーと協議をして、しかるべきガバナンスをしていくということの一つの最たるところでもあると思っておりますので、具体的な検討が進められるとよいのではないかと考えております。差し当たり、以上です。

【宋戸座長】 ありがとうございます。

それでは山口先生、お願いいたします。

【山口構成員】 ありがとうございます。山口でございます。私からは、今後の取組の方向性について、コメントと御提案を申し上げます。時間が限られていると思っておりますので、先ほどチャットに概要を記しましたが、音声でお伝えさせていただきます。

まず何よりも、今回の取りまとめにつきまして、関係の皆様の御尽力に心より御礼を申し上げます。

コメントとして、資料1の133ページ目の下から2つ目のボツの太字・下線部分の「総務省」が主語になっています「具体的に検討を行うこと」について、そもそも「誹謗中傷」・「偽情報」にも「透明性」にも、曖昧さが含まれます。もし仮に、今後、法的枠組み

や法制度化を検討するにしても、既に幾度も指摘されていますように、特に憲法上の表現の自由との関係で、諸対応が難しいところもあります。

そこで、御提案として、「具体的」な検討の今後の可能性について、対応に優先順位をつけて、例えば、有害情報ではなく、日本法上の「違法」情報に重点を置く、という方向性もあり得るかと思います。その際には、デジタルプラットフォーム事業を担う特定の主体というよりはむしろ事業そのものがもつ性質としてのグローバル性・国際性・社会基盤性・経済規模・技術開発力などを、上手く活用する方向で検討できれば、望ましいと思います。

より具体的には、例えば、もし仮に、誹謗中傷の中でも、日本の刑法上の名誉毀損罪に明らかに該当すると判断できる情報に対する自主的な取組を促すとなりますと、そこでの透明性の確保の中でも、

① 「違法」性を適切に判断して個別事案での削除依頼や発信者情報開示請求等に迅速に対応するための自主的な取組の体制をどのように整備されているのか、また、

② 「違法」情報に関する削除依頼・発信者情報開示請求等への自主的な対応件数は一あまり細かな数字というよりも一この数年間でどのように推移しているのか、などといった、関係事業者の皆様による真摯な取組やベストプラクティスも含む「効果的」な取組が日本市場での利用者一本研究会構成員を含めて一に直接的に伝わる情報提供・開示の在り方につきまして、法的枠組み・法制度化等とともに業界標準化や技術開発も含めて、検討の具体化が進むとよいと思います。私からは以上です。お時間をいただき、ありがとうございました。

【宍戸座長】 ありがとうございます。

それでは次に、木村構成員、お願いします。

【木村構成員】 木村です。今後の方向性についてはおおむね賛成いたします。コメントになると思うのですが、資料の144ページになります。利用者情報を活用した情報配信のところですか。今、通信の利用が多様化というか、ますます通信を利用する機会が増えてくるということで、利用者にとってみると、自分の情報がどうなっているのかというところがますます関心や不安が高くなっていて、それがいろいろな利用を妨げてはいけないと私は考えております。この取扱いについて、現在も利用者情報ワーキングで検討されているということですが、ここについても透明性・アカウントビリティ確保を求めるのは当然ですし、より具体的な議論が望まれるところだと思っています。

もう一つは偽情報についてですけれども、偽情報というのが利用者からしてみるとなかなか分かりにくいというところで、もし偽情報が流通してしまいますと、メディアへの信頼にも関わりますし、そこはファクトチェックというところを具体的に進めるということも今回の報告書にも書いてありますけれども、重要だと思っているところです。コメントになりますけれども、以上です。ありがとうございます。

【宋戸座長】 ありがとうございます。

それでは森先生、お願いします。

【森構成員】 ちょっとだけ補足をさせていただきます。一つは山本先生からありました、健全な言論空間確保のためにやるのだから、健全な言論空間というのがどういうものかというのをはっきりさせたほうがよいということで、全くおっしゃるとおりだと思います。寺田さんもそういう趣旨のことをおっしゃっていたかと思いますが、どういうところを目指しているのかということです。考え方は割と国によっても違います。もちろん人によっても全然違うところで、イーロン・マスクのように、できるだけハンズオフで行くべきだと。表現の自由が何より重要なんだという考え方もあれば、この検討会第24回で三菱総研さんから御紹介いただきました海外でのいろいろな議論ですけれども、その中で、当時ドイツの首相だったメルケルの考え方で、ルールを決めるのはSNS運営事業者じゃないと。それは国だというようなこと、そういう意見もありました。これはどちらも我々の考え方とは違うと思いますので、健全な言論空間の確保ということがどういう方向を指しているのかということは、ある程度、完全なコンセンサスは難しいかもしれませんが、マスクとの違い、メルケルとの違いということは、我々ははっきりさせていく必要があるだろうと思います。

そうしますと、具体的に注意すべきこととして、先ほどの権利侵害かどうか分からないグレーなものについてどうするかみたいなところの話、これは個人的にはプラットフォームによって違っていいと考えていますし、さらに言いますと、違法じゃないもの、ヘイトスピーチとかそういったものについてどうするかということも、これはプラットフォームごとにお決めいただいていいことだろうと思います。お決めいただいていいことだろうとは思いますが、それがどうなっているのかということを示していただく必要があるということです。今の言論空間において非常に重要な地位を占めている、大手のSNSそういう地位を占めているわけですから、そこがどういう言論空間であって、どういうものであれば、それはモデレーションの対象となって消されてしまうのかということは、

ユーザーに示されていなければいけないと我々が考えているんだとすれば、多分考えているんじゃないかと思います、私はそう考えているわけですが、それをオープンにしているかどうかということとをどのように示しているかということとを私たちに教えてくださいう、そういう意味でのアカウントビリティの確保ということになるだろうと思いますし、それが健全性であるとか、過不足なくであるとか、そういったことに恐らくはなってくるだろうと思いますので、そういうことを入れていくのかと思います。我々が目指しているところを示しつつ、法制度をデザインすることかと思っています。1点目はそれです。

もう一つは、また参考資料をお示しいただきたいんですけども、もうちょっと真剣にといいますか、もうちょっと慎重に法律をつくるかどうか検討する必要があるんじゃないかという話もありましたので、私なりの意見を申し上げておきますと、この小さなボツのところが私の社の質問項目だったわけですが、小さなボツの3番目を御覧いただきますと、前記の内部告発によって、言語別のヘイトスピーチ対応のための費用の割合は、英語が38%と最も多く、英語以外の言語への対応は極端に少ない、及び偽情報対応の予算は米国が87%を占めていることが報道されていたということです。これはヘイトスピーチ対策ということで、一事業者の内部告発に関するものですから、ごく一例でしかないわけです。一例でしかないわけですが、シンプルな話として、グローバルにどのような対応をしています、グローバルな対応方針はこれですということをお示しいただいても、日本でどうやっていたかということとは全くそれでは分からないんですね。実はゼロかもしれないわけです。日本では、その取組は実はないということかもしれません。グローバルベースでの御説明というのは、それはそういうことです。

それは別にグローバルで事業展開しているんだから、それは仕方がないと私も思います。だけれども、国別に法制度があれば、それは別にしっかり理由も立ちますし、別にリソースとしてお困りのわけでもないわけですから、そうですか、じゃあしゃあないねということで対応してくださるというのが、これまでのグローバルプラットフォームの御対応であったかと思いますので、我々もやるべきことを粛々とやるだけだということではないかと思います。以上です。

【宋戸座長】 ありがとうございます。

それでは次に、手塚先生、お願いいたします。

【手塚構成員】 手塚でございます。ありがとうございます。今まで各先生方がおっし

やっていたのは本当に御無理御もつとも思っていたんですが、もう一つ、ちょっと違う視点になるかもしれないんですが、サイバー空間において、デジタルトラストという考え方で、結構今、議論があるわけでございますけれども、そういう中で、サイバー空間ではなく、実空間でも今までこういう誹謗中傷とか、それとか当然、偽情報とか、こういうものの扱いというものがあつたわけでございますけれども、これがサイバー空間になると、皆さん御承知のとおり、もう拡散度が全然違うと。そういう点から、サイバー空間における抑止力といいますか、抑止効果ってどういうところがあるのかというのも、一つこういうものの検討をしていくときの軸として見る必要があるのかと少し感じてきております。

この軸というのはどういうものかという、先ほどフェイクアカウントの話も出たかと思いますが、そういうアカウント情報の話とか含めて、またはデータの真実性、さらにはデータが渡っていくときに、誰かがまたそれを書き換えて、どんどんどんどん変更されていくような真正性の変化、こういうようなことについても、サイバー空間であるがゆえというところの拡散の仕方という、そういうことを一つ軸として見ていく必要があるかという気がします。

その中で、特に今、デジタルプラスで議論している中では、パブリックトラストとプライベートトラストという概念も言っていて、パブリックトラストになると、ほかの先生方からも言っていた、透明性の確保ということは本当にこれは重要なところでして、透明性、ここを法制化していくような話が必要になるかどうかも含めて検討する必要がある、もし必要だとしても、その基準づくりというのは本当に、国によって、文化によって、様々な判断が入ってくると思うんです。ここは最後は我が国としてどのように考えるのかというジャパンウエーの話になってくるという気がして、各国の状況を見て、日本としてのバランスを取るということかという気がしております。

そういうことから、サイバー空間での扱いという、今までのリアル空間の紙の世界でやってきたところとの違い、差分、こういうところもよくよく考えながら行く必要があるかという気がしております。以上です。

【宋戸座長】 ありがとうございます。それでは、山本構成員から山口構成員に御質問があるということなので、山本構成員、まずお願いできますか。

【山本構成員】 ありがとうございます。山口先生の先ほどのコメントで、山口先生が表現の自由というお言葉を使われて御説明していただいたと思うんですけれども、そのニュアンスについて少し伺えればと感じました。と申しますのも、私自身は、違法な情報へ

の取組だけではなくて、有害情報への取組についても透明性を求めることはあり得るというか、法制化することはあり得るのではないかと考えております。有害情報にどう対応するのかというのは、確かにプラットフォーム側に一定の自由があるんだろうと思います。これは判例上も、そういったある種の編集みたいなところについて、表現の自由というものとの一定程度関連づけて、プラットフォームの自由を論じていたと記憶しております。しかし、透明性を求めるというのは、そういう有害情報に対する取組の自由を侵害するというよりも、どう取り組んでいるのか教えてねということになるので、そういう取組の自律性自体は侵害していないのではないかと考えておまして、その点においては確かに表現の自由が関連するとは思いますが、憲法上、透明性を求める、どう透明性を求めるのかということについては、もっとクリアに議論していかなければいけないと思うんですが、不当に侵害しているとまでは言えないのではないかと私自身は思っているんですが、その辺は山口先生ともしかすると考え方が違うかとも思いましたので、教えていただけると大変ありがたいと感じました。以上です。

【宍戸座長】 ありがとうございます。極めてアカデミックな議論になりつつありますが、山口先生、今の段階で何かございますか。

【山口構成員】 山本先生、御質問をありがとうございました。この論点は、議論を展開しますと、憲法解釈論となります。この場では、ほかの論点も含めて事務局の皆様からも今後の方向性について情報提供をいただく必要があるかと思います。私からは、もし本研究会で法制度化や法的枠組みをより「具体的」に検討することになれば、まさしく山本先生が御指摘になった点は今後の論点になるということを、手短に御指摘申し上げます。山本先生、とても重要な点を御指摘いただきまして、誠にありがとうございました。

【山本構成員】 山口先生、ありがとうございます。引き続きよろしくお願いいたします。ありがとうございます。

【宍戸座長】 ありがとうございます。一通り御発言の御希望を伺いましたが、何かさらにございますか。森先生、お願いします。

【森構成員】 ありがとうございます。今の山本先生と山口先生のやり取りを伺っていて、山口先生の御趣旨が割と分かりまして、今後の論点設定もしていただいたんだと思うんですが、憲法上の表現の自由との関係で、違法情報に重点を置いて取扱いの透明性・アカウントビリティーの確保を図るべきなのか、それともそういったものに限定されず、違法情報でなくても、ヘイトスピーチであっても、あるいはもっと問題性の少ないも

のモデレーションについても透明性・アカウントビリティを確保させるべきなのかということについて、法制度の対象とすべきなのかということについて私の意見を申し上げようと思いますけれども、私も山本先生と一緒に、違法情報に限られるべきではないと思います。

どうしてかと言いますと、これはプラットフォームから見たときに、SNSから見たときには、違法情報でないものについてとやかく言われることは、表現の自由との関係では問題だと、望ましくないんだと、手を突っ込まないでほしいと考えるかもしれませんけれども、同時にこれは、プラットフォームに参加する、SNSに書き込みをする一人一人の発信者の表現の自由の問題でもあるわけですね。書き込みをする人、個人である発信者について見れば、これは違法情報を発信したのであれば、それは消されてやむを得ないわけですが、違法でないこと、中には問題のあるものであったり、偽情報、ヘイトスピーチであったり、あるいは全く問題のないものであっても、世間一般には問題がないかもしれないけれども、当該プラットフォームの方針で消されてしまうというようなことであれば、これは発信者個人について言えば表現の自由の侵害となるわけですので、そのようなモデレーションを一定の権力性を持ってプラットフォームをやっているということは、これはまた別の観点から明らかにしていただく必要性というのは高いんだろうと思います。

したがって、違法情報であるかないかを区別することなく、どのようなモデレーションをプラットフォームがしているのかということ透明化する、アカウントビリティを持ってもらうという制度設計にする必要があるんじゃないかと思います。以上です。

【宋戸座長】 ありがとうございました。

寺田構成員は、誰にとってのという前提がつくので、単純に有害情報の抑制というと恣意的な運用ができるので、ある程度範囲を明確にする必要があると思いますというご意見、山本構成員からは、対象の明確化が大事だというお話がございました。

最初に、違法・有害情報対策全般というところで133枚目で書いている部分は、典型的な権利侵害情報、それから誹謗中傷をまず核とした上で、さらにその外側で、今、いろいろありましたように、ヘイトスピーチの問題、それから識別情報ですね、部落差別等につながるような情報であるとか、さらにその外側にいろいろあり、(1)とはまた別の問題として、(2)で偽情報と書き下してみたわけでございます。いずれにしても、規律を日本政府・社会としてプラットフォーム事業者に海外の方も含めて求めていく上で、例えば利用者の表現の自由を守る、それから国民が知る権利を実効化していく、さらに、健全な

デジタルな情報空間を維持していく。その中で、大手のプラットフォーム事業者の方の取組が非常に重要であると同時に、そこが非常に見えにくいことによって、事実上、利用者の選択が働かないであるとか、あるいは森先生が強調されているように、アルゴリズムによって、本当に利用者が知りたいと思っていること、表現したいと思っていることと違う方向に行動あるいは関心を誘導されているのではないかといったことが盛んに議論されてきたわけです。そしてこれに対して、政府が強い介入を行っていくかという、これはまた、山口先生とりわけ御懸念のとおり、全体としての表現の自由にとって極めて重大な問題をはらむ中で、かつて放送規制との文脈で、表現の自由の砦は重層的でなければいけない、政府が絶対信頼できるというわけではなくて、しかし、政府のやろうとしていることが実効的であるかということを検証する。そういった不必要なことをやらないようにするということも含めて、全体としての透明性、説明責任を確保することが必要であり、そしてこの局面においては、プラットフォームの事業者の方々が何を考え、そして特に問題になるものについてはどういう具体的な取組をされているか、日本社会にどう取り組んで、日本リージョンでどのように対応されているかと。森先生が今、コメントでお書きいただいていますけれども、コンテンツモデレーションをそれぞれの場面でどのように考えて、どのように行っているのか、具体的に把握し透明化することが恐らく必要だということ、恐らく大方の最大公約数的な合意、了解は何となくあるのかと私なりには受け止めていたところでございます。

ひとまず、本日、熱心に御議論をいただきましたけれども、事務局から何かございますか。

【池田消費者行政第二課課長補佐】 宍戸座長、ありがとうございます。事務局でございます。今、先生方にいただいた御意見も踏まえまして、取りまとめの報告書についてお諮りをしながら進めて、また改めてお諮りをしたいと思っております。

あとは事務的な連絡事項としましては、次回会合につきましては、別途事務局から御案内を申し上げます。

【宍戸座長】 連絡事項についてもありがとうございます。

これにて、本日こちらで予定した議事は全て終了となります。何か構成員の皆様からございますか。よろしいですか。

本日に、特に違法・有害情報対策について非常に熱心な御議論をいただいて、その法的な規律の可能性と、それからそこにおいて留意すべき点と範囲について、概念の明確化も

含めて非常に御議論いただいたと思います。偽情報について、あまり御議論が全体として総体的には少なかったかと思いますが、これは繰り返しになりますが、事の性質上、基本的には（２）という形で書いていただいたところを前提にして、さらに委員の先生方から御意見などあれば伺いながら取りまとめに入っていきたいと思いますので、引き続き構成員の皆様、よろしくお願いいたしますと思います。

以上をもちまして、プラットフォームサービスに関する研究会の第37回の会合を終了させていただきますと思います。本日もお忙しい中、御出席いただき、精力的に御発言をいただき、ありがとうございました。これにて散会いたします。

以上